

平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請書 (経常建設共同企業体)の定期受付について

茨城県建設工事入札参加資格審査要項(平成7年茨城県告示第473号)(以下「要項」という。)及び茨城県経常建設共同企業体入札参加資格審査要項(平成11年茨城県告示382号)に基づき、平成31・32年度(令和元・2年度)に茨城県が発注する建設工事の入札参加資格審査申請書(経常建設共同企業体)を下記のとおり受け付けます。

なお、経常JVを結成した業種については、単体での入札参加ができなくなりますので、ご注意願います。

記

1 申請方法

申請書類は、簡易書留郵便にて郵送して下さい。(任意の封筒可)

なお、持参や普通郵便による申請などは、受付しませんので注意願います。

(1) 申請期間

令和元年5月7日(火)から5月13日(月)まで(当日消印有効)

(この期間を過ぎて提出された書類は、受付しませんので注意願います。)

(2) 申請(郵送)先

茨城県土木部監理課建設業担当

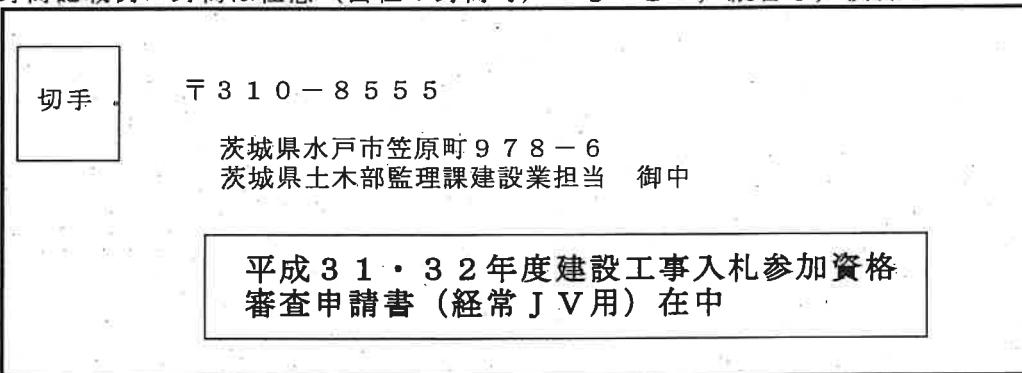
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-4334(直通) FAX 029-301-4339

(3) 封筒

簡易書留に使用する封筒には次のとおり記載して下さい。

<封筒記載例>封筒は任意(会社の封筒可)のものとし、縦書き、横書きは自由



※表面又は裏面に申請者の住所・商号又は名称を記載して下さい。

2 対象者

平成31・32年度(令和元・2年度)に県が発注する建設工事の入札に参加を希望する
経常建設共同企業体

3 経常JVの結成要件等

(1) 経常JVを結成することができる建設工事の種類

- ・土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事

(2) 経常JVの結成要件

- ・県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)を有する者。
- ・経常JVを結成しようとする建設工事の種類について、単体での県の平成31・32年度入札参加資格格付等級がS等級、A等級及びB等級であること。
- ・種類を同じくする建設工事において、他の経常JVの構成員でないこと。

(3) 経常JVの構成要件

- ・2者による経常JVであること。
- ・構成員の格付等級が、同一又は直近であること。
- ・構成員にB等級の建設業者を含む場合は、経常JVとしての格付けがA等級以上となること。格付を算出した結果A等級に満たない場合（格付基準・調整表参照）には、名簿への登載は行いません。
- ・構成員の出資比率は30%以上とし、個別工事ごとに定めるものとする。（代表構成員が構成員中、最大である必要はありません。）

(4) 結成のインセンティブ

- ・客観点数を5%加算するものとする。ただし、前回（H29・30）と同じ組み合わせの場合は、加算措置は行わない。

【格付基準・調整表】

| | | 土木一式工事 | 建築一式工事 | 電気工事 | 管工事 |
|---|-------|-----------------|-----------------|--------|--------|
| S | 総合点数 | 1,120点以上 | 1,040点以上 | - | - |
| | 技術者基準 | 12名（5名）以上 | 9名（5名）以上 | | |
| | 許可区分 | 特定建設業 | 特定建設業 | | |
| A | 総合点数 | 900点以上 1,119点以下 | 900点以上 1,039点以下 | 870点以上 | 740点以上 |
| | 技術者基準 | 5名（2名）以上 | 4名（2名）以上 | 6名以上 | 4名以上 |
| | 許可区分 | — | 特定建設業 | — | — |

注) 1 技術者基準は、単体で茨城県に平成31・32年度の入札参加資格審査申請をした審査基準日（決算日）における技術者数（（ ）はうち1級の技術者数）

2 許可区分は、1における審査基準日（決算日）現在における区分

4 資格審査の基準日

単体で茨城県に平成31・32年度の入札参加資格審査申請をした審査基準日（決算日）と同一とする。

5 資格審査結果の決定

審査の結果、入札参加資格を決定した経常JVには、「建設工事入札参加資格決定通知書」を代表構成員あてに通知するとともに、入札参加資格者名簿（経常JV）に登載します。

なお、入札参加資格者名簿に登載された入札参加資格業種、経営事項評価点数、技術等評価点数及びそれらの合計点数、格付け等級並びに順位について閲覧に供すると共に、インターネットにより公表しますので、事前に了承のうえ申請されるようお願いします。

6 資格の有効期間

入札参加資格を決定した日（概ね申請を受け付けてから1月後）から令和3年3月31日まで

7 申請用紙等のダウンロード

茨城県土木部監理課建設業担当ホームページ「新着情報」から様式等をダウンロードできます。

8 申請書類

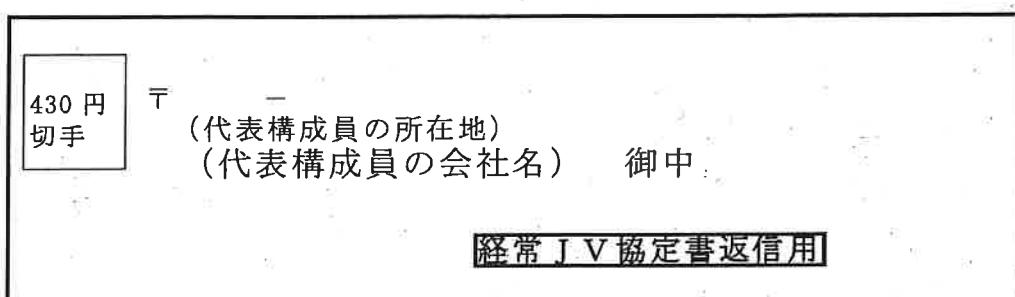
次の書類を、(1)及び(2)を袋とじ（袋とじ部分を全構成員代表者印で割印するとともに、全ページに捨印を押印のこと。）とし、(3)～(5)はホチキス留めとし、それぞれ正本3部、また(6)を1部提出して下さい。

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体用）（様式第2号）

(2) 経常建設共同企業体協定書

(3) 建設工事入札参加資格調書（経常JV用（1/3））（様式第3号）

- (4) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し（単体の平成31・32年度茨城県建設工事入札参加資格審査申請に添付した審査基準日のものに限る。）
(5) 各構成員の平成31・32年度茨城県建設工事入札参加資格決定通知書の写し
(6) 代表構成員宛返信用封筒（協定書返信用）
(定型外33cm×24cm A4サイズが入る大きさの封筒に430円分の切手を貼付のうえ、次のとおり記入して下さい。) 封筒は任意（会社の封筒可）のものとし、縦書き、横書きは自由



様式第2号

年度建設工事入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体用）

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

共同企業体の名称

共同企業体代表構成
員の住所、商号又は
名称及び代表者氏名

印

共同企業体構成員
の住所、商号又は
名称及び代表者氏名

印

今般、連帶責任によって請負工事の共同施工を行うため、
を代表構成員とする
経常建設共同企業体を結成し、貴県所管に係る建設工事の入札に参加したい
ので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。また、この建設工事入札参加資格申請書及び
添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。
なお、建設業の許可事項等については、次のとおりです。

| 商 号 又 は 名 称 | 許 可 番 号 | 許 可 年 月 日 | 許 可 を 受 け て い る 建 設 業 の 種 類 |
|------------------------|---------|-----------|--------------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 希 望 す る 建 設 業 の 種 類 | | | |

様式第2号

平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体用）

令和元年5月〇日

申請書送付日を記入

茨城県知事殿

共同企業体の名称 ちやれんじ・いばらき経常建設共同企業体

共同企業体代表構成 水戸市笠原町978番6
員の住所、商号又は ちやれんじ建設株式会社
名称及び代表者氏名 水戸 太郎 印

共同企業体構成員 水戸市柵町1丁目3番1号
の住所、商号又は いばらき工務店株式会社
名称及び代表者氏名 茨城 一郎 印

今般、連帶責任によって請負工事の共同施工を行うため、ちやれんじ建設（株）を代表構成員とする

ちやれんじ・いばらき経常建設共同企業体を結成し、貴県所管に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。また、この建設工事入札参加資格申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

なお、建設業の許可事項等については、次のとおりです。

| 商号又は名称 | 許可番号 | 許可年月日 | 共同企業体として行おうとする工事に必要な建設業許可の種類 |
|------------|-----------------------|------------|------------------------------|
| ちやれんじ建設（株） | 知事許可（般・特-30） 第×××号 | 平成30年6月14日 | 特-土、と、鋼、舗 般-建 |
| いばらき工務店（株） | 知事許可（般-30） 第×××号 | 平成30年7月3日 | 般-土、と、舗 |
| 希望する建設業の種類 | 土木一式工事 | | |

(別紙)

經常建設共同企業體協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帶して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は 年 月 日
までとする。ただし、存続期間を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行
後3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

代表構成員

構 成 員

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管

理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考やくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帶して建設工事を完成する。
- 3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は 10 割とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名すべき事由に該当した場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認を得て、当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の規定により構成員を除名した場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により構成員を除名した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第 17 条の 2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認を得て、残存構成員のうちいずれかを代表者とができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

- 第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帶してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

この協定を証するため、本書 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、各1通を保有する。

※第4条の成立日と同じ日付を記入して下さい。

年 月 日

代表構成員

印

構 成 員

印



※記載例（赤字）を参照の上、黒色のボールペン又はペンで記入して下さい。

(別紙)

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帶して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、ちやれんじ・いばらき経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を水戸市笠原町978番6に置く。

(成立の時期及び解散の時期) ※申請日の前日以前の日付を記入して下さい。

第4条 当企業体は、令和元年5月1日に成立し、その存続期間は令和3年3月31日までとする。ただし、存続期間を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

代表構成員 水戸市笠原町978番6

ちやれんじ建設株式会社

構 成 員 水戸市柵町1丁目3番1号

いばらき工務店株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、ちやれんじ建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管



理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考やくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、××銀行××支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

捨印

捨印

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帶して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は10割とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名すべき事由に該当した場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認を得て、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の規定により構成員を除名した場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員を除名した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認を得て、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帶してその責を負うものとする。



(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

この協定を証するため、本書 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、各1通を保有する。

※第4条の成立日と同じ日付を記入して下さい。

令和元年5月1日

代表構成員 茨城県水戸市笠原町978番6
ちやれんじ建設株式会社
代表取締役 水戸 太郎 印

構 成 員 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号
いばらき工務店株式会社
代表取締役 茨城 一郎 印

様式第3号

建設工事入札参加資格調書（経常JV用・1/3）

※

行政庁記入欄□□□□□□

住 所

商号又は名称

代表者氏名

| | |
|--------|--------|
| 業者コード※ | □□□□□□ |
| 7 - | □□□□□□ |

対象年度

□□・□□年度

| | | | | |
|-------|---------|--------|--------------|-----------|
| 代表構成員 | 大臣知事コード | 許可番号 | 出資比率 □□ % | 審査基準日 |
| | □□ - | □□□□□□ | | □□年□□月□□日 |
| | 大臣知事コード | 許可番号 | | 審査基準日 |
| 構成員1 | □□ - | □□□□□□ | □□ % | □□年□□月□□日 |
| | 大臣知事コード | 許可番号 | □□ % | 審査基準日 |
| 構成員2 | □□ - | □□□□□□ | □□ % | □□年□□月□□日 |

共同企業体の名称及び所在地

共同企業体の名称（カタカナ）

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

共同企業体の名称（漢字）

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

住所（都道府県コード） 市町村コード

0 8 □□□

所在地（大字名は漢字、丁目及び番地等はアラビア数字及びー（ハイフン））

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

郵便番号

□□□ - □□□□□

電話番号

□□□□□□□□□□□□□□

(裏面)

記載要領

- 1 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ楷書体で丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 「対象年度」の欄には、入札参加申請をしようとする対象年度を、例えば平成31・32年度であれば[3][1]・[3][2]のように記入する。
- 4 「大臣・知事コード」の欄には、国土交通大臣許可を受けているものは「00」を、茨城県知事の許可を受けていれる者は「08」をカラムに記入すること。「許可番号」の欄には、例えば[0][0][0][1][2][3]のように右詰めで記載し、右詰めで空位のカラムには「0」を記入すること。「審査基準日」の欄には、構成員が単体で入札参加資格申請をした審査基準日を記入すること。
- 5 「共同企業体の名称（カタカナ）」及び「共同企業体の名称（漢字）」の欄は、必ず「〇〇・××JV」というようにJVという文字で終了するような書き方とすること。
- 6 「市町村コード」の欄は、JVの本拠地である市町村を次のコードから選んで記入すること。なお、茨城県外に主たる本拠地がある場合は記入しないこと。

| 市町名 | コード | 市町名 | コード | 市町名 | コード | 市町名 | コード |
|-------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|
| 水戸市 | 201 | 取手市 | 217 | 桜川市 | 231 | 久慈郡大子町 | 364 |
| 日立市 | 202 | 牛久市 | 219 | 神栖市 | 232 | | |
| 土浦市 | 203 | つくば市 | 220 | 行方市 | 233 | 稲敷郡美浦村 | 442 |
| 古河市 | 204 | ひたち市 | 221 | 鉾田市 | 234 | # 阿見町 | 443 |
| 石岡市 | 205 | 鹿嶋市 | 222 | つくばみらい市 | 235 | # 河内町 | 447 |
| 結城市 | 207 | 潮来市 | 223 | 小美玉市 | 236 | | |
| 龍ヶ崎市 | 208 | 守谷市 | 224 | | | 結城郡八千代町 | 521 |
| 下妻市 | 210 | 常陸大宮市 | 225 | 東茨城郡茨城町 | 302 | | |
| 常総市 | 211 | 那珂市 | 226 | # 大洗町 | 309 | 猿島郡五霞町 | 542 |
| 常陸太田市 | 212 | 筑西市 | 227 | # 城里町 | 310 | # 境町 | 546 |
| 高萩市 | 214 | 坂東市 | 228 | | | | |
| 北茨城市 | 215 | 稲敷市 | 229 | 那珂郡東海村 | 341 | 北相馬郡利根町 | 564 |
| 笠間市 | 216 | かすみがうら市 | 230 | | | | |

- 7 「所在地（大字名は漢字、丁目及び番地等はアラビア数字及びー（ハイフン）」の欄には、大字名は漢字を用いて、丁目及び番地はアラビア数字及びー（ハイフン）を用いて、左詰めで記入すること。
- 8 「電話番号」の欄には、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、左詰めで記入すること。